

使用済プラスチック再製品化推進事業費補助金交付要綱

(目的等)

第1条 使用済プラスチック再製品化推進事業費補助金（以下「補助金」という。）は、使用済プラスチックの再製品化を推進し、事業者等が一体として実施するケミカルリサイクル、再製品化及び再生製品を活用した啓発活動の取組を支援することで、資源循環に係る県民の行動変容を促すとともに事業者等の取組を加速させることを目的とし、その交付については、石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業等)

第2条 補助金の交付の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、主に石川県内で活動する企業や業界団体等が実施する、使用済プラスチックをケミカルリサイクルしたうえで再製品化し、当該再生製品を活用して県内で啓発活動を複数回実施する取組に要するものとする。

- 2 補助事業は、次に掲げる基準を満たすものでなければならない。
 - (1) 申請事業について、市町、県、及び国の補助事業等の対象となっていないこと。
 - (2) 取組内容が法令等に違反しないこと。
 - (3) 政治活動、宗教活動を目的としていないこと。
- 3 補助対象者は、県内に主たる事業所を置く企業を代表事業者とした2社以上の企業グループ又は、県内に事務局を有する業界団体とする。

(補助対象経費、補助率及び補助金の額)

第3条 知事は、補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助対象経費、補助率及び補助金の額は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式第1号による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。
 - (1) 補助事業経費のうち、補助金によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
 - (2) 補助事業の計画及び執行方法に関する具体的事項
 - (3) 補助事業の効果
- 3 知事は、第1項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項に必要と認める事項を

追加し、一部を省略させ、又は前項の添付書類を省略させることができる。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定をするものとする。

2 知事は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えることができる。

(補助金の交付の条件)

第6条 知事は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) 補助事業の内容の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）又は補助事業に要する経費の配分の変更（20パーセント以内の変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けなければならないこと。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けなければならないこと。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

(4) その他知事が必要と認める事項

2 第1項第1号又は第2号に規定する知事の承認を受けようとする者は、別記様式第2号による承認申請書を提出しなければならない。

(決定の通知)

第7条 知事は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を別記様式第3号により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から15日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による補助申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消等)

第9条 知事は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業の実施期間のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 知事が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができるのは、次に掲げる場合に限るものとする。

- (1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (2) 補助事業者が補助事業を遂行するため必要な手段を使用することができないこと。
補助事業に要する経費のうち、補助金によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合(補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。)
- 3 知事は、補助金の交付の決定取消をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を第1項の規定による別記様式第4号により申請者に通知するものとする。

(補助事業の遂行)

- 第10条 補助事業者は、法令の定め並びに補助金の交付の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。補助金の他の用途への使用をしてはならない。
- 2 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかななければならない。

(実績報告)

- 第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載した別記様式第5号による実績報告書に当該補助事業に係る収支の状況を明らかにした書類を添えて、知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第12条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定する。
- 2 知事は、補助金の額を確定したときは、別記様式第6号により速やかにその額を補助事業者に通知する。

(補助金の交付)

- 第13条 補助金の支払は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後にこれを行うものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払い又は前金払いをすることができる。

(補助金の請求)

- 第14条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、別記様式第7号による補助金請求書を提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第15条 知事は、補助事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容、又はこれに附した条件その他この要綱又はこれに基づく知事の措置に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第9条第3項の規定は、第1項の措置を行った場合に準用する。

(補助金の返還)

第16条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、返還させなければならない。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第17条 補助事業者は、補助金の返還を指示され、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

2 前項の場合において、当該返還を要する補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

3 知事は、第一項の場合においてやむを得ない事由があると認めるときは、延滞金を減免することができる。

(暴力団排除に関する誓約)

第18条 補助事業者は、別表2に定める暴力団排除に関する誓約事項について、本補助金の交付申請前に別記様式第1号により、これに誓約しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月18日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

補助対象経費	補助金交付額	補助限度額
事業者等が実施する先進的な使用済プラスチックの再製品化の取組みに要する経費	補助対象経費の 10 分の 10 以内の額(千円未満切り捨て)	3, 250 千円以内

<備考>

- 1 補助額は、1,000 円未満を切り捨てた額とする。
- 2 次の各号に掲げる経費は、補助対象経費から除外する。
 - (1) 対象事業の実施に直接必要がない経費
 - (2) 対象事業に係る経費として明確に区分できない経費
 - (3) 用途、単価、数量等が明確に区分できない経費
 - (4) 人件費及び食糧費（会議及び作業に係るお茶代は除く）
 - (5) 出資・出捐・貸付及び不動産取得に要する経費
 - (6) 消費税及び地方消費税
 - (7) その他知事が不相当と認める経費

別表 2 (第 18 条関係) 暴力団排除に関する誓約

<p>暴力団排除に関する誓約事項</p> <p>補助対象者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、次の各号のいずれにも該当しないことを誓約しなければならない。また、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、不利益を被ることとなった場合においては、異議は一切申し立てないことを誓約しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 法人等（法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。</p> <p>(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。</p> <p>(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。</p> <p>(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p>
--